



毎年12月3日から9日は「障害者週間」です。国民に広く障がい福祉について関心と理解を深め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを目的としています。

平成16年の障害者基本法の改正において、12月3日の「国際障害者デー」から、12月9日の「障害者の日」までの期間を、障害者週間とすることが定められました。

障がい者とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能に障がいがあり、その障がいや社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を指します（18歳未満は障がい児）。



障がいの種類とおもな特性

障がいにはさまざまな種類があり、個人によっても症状や程度に違いがあります。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
種類	身体の機能に障がいがある方で、内部障がいや聴覚障がいなど、見た目だけではわからない障がいも含まれます。	発達時期に脳になんらかの機能障がいが生じることで、知的能力のおくれや社会生活への適応のしづらさがあります。	統合失調症やうつ病などのさまざまな精神疾患や、発達障がいにより、日常生活や社会生活に影響があります。
おもな特性	<ul style="list-style-type: none"> • 肢体不自由(手足が動かない、または失ってしまった) • 視力（見えない、見えにくい） • 聴力（聞こえない、聞こえにくい） • 内部（心臓・腎臓・呼吸器などの機能障がい） 	<ul style="list-style-type: none"> • 理解すること、表現することが難しい • 記憶することが苦手 • 何かをできるようになるまで、時間がかかる • コミュニケーションをとることが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> • 気分が落ち込んだり、イライラするなど安定しない • 意欲や集中力が低下する • 物事を考えたり、判断する力が低下する

「合理的配慮」について

障がいのある方が生活するうえで、社会の中には様々な障壁があります。合理的配慮とは、そういった社会の中にある障壁を少しでも減らすために、何らかの対応をすることをいいます。平成28年に施行された障害者差別解消法では、障がい者に対する「不当な差別的扱いの禁止」、そして「合理的配慮の提供」が定められています。

障がいのある方がサポートを必要としている場面に出会った際は、できる範囲での配慮をお願いします。

【身近にある配慮ポイント】

➤電車やバスなどの優先席では



障がいのある方などに席をゆずりましょう



➤点字ブロックの上には



自転車など、歩行の妨げになるものは置かないようにしましょう



➤公共の駐車場では



おもいやり駐車スペースを適正に利用しましょう



➤車いすの方が通るときは



ドアや段差など、通行の妨げになるものがないか周囲を確認しましょう